

- 三、團體協約権を承認すること
- 四、法人格取得は自由たる事
- 五、労働組合員は團體的行動に依り雇傭者に生ぜしめたる損害賠償の責任なきこと
- 六、團結の自由を拘束妨害する雇主の行爲は犯罪として嚴罰すること
- 七、組合員にして組合に對し契約を履行せざる場合は民事上の責任を科する事
- 八、豫後備軍人、軍屬官吏、官公營事業従事員、一般頭腦労働者に適用すること
- 九、會議の決議の取消し規約の變更組合の解散其他一切の處分は裁判に判決を以てす可きこと
- 十、平和にして道義的手段に依る罷業の監視を合法的行爲として承認すること

實行方法

- 一、全加盟組合並に本部執行機關の積極的活動
- 二、關係大臣を訪問當局を鞭撻すること
- 三、反對資本家に一々會見して反省を促すこと
- 四、議會開會中に示威運動を各地に舉行すること
- 五、議會提案
- 六、社會民衆大會提案

本案説明に際し西尾氏は労働組合法獲得には、命を投出す程の覚悟が必要であることを力説し、齋藤勇氏は實行方法として本運動の過程に於いて犠牲者の出ることを豫想し直ちに募金を行ふべしとの意見を提出した。大會は此の意見を採擇し席上において帽子を廻した結果金百五十一圓五十二錢の寄附があつた。

緊急動議

労働組合法に關し聲明書發表の件

聲明書

日本工業俱樂部及日本商工會議所を中心とする資本家團體が、今尙ほ労働組合法反對運動を行ひつゝある、時代逆行の

松岡 駒吉
可決

利己的態度は我等の飽くまで糾弾しなければならぬところである。殊に最近資本家團體が労働組合は産業を破壊し、特に中小工業者に對し回復すべからざる打撃を與へ遂には失業者を續出せしめ、労働條件を却つて低下せしめたりと云ふが如きは笑ふべき醜態であると云はねばならぬ。深刻なる現下の不況はもとより労働組合の責任を負ふべき筈のものであるが、斯かる不況時代に於てこそ、労働者の團結権を承認し、合理的基礎の上に労働争議の最少化を計らねばならぬではないか過去において又現在に於ても、労働争議の差起し更に所謂之が悪化する大部分の原因は労働關係のあまりにも不合理なる點に基くものであることは事實の示すところである。即ち資本家の獨裁的態度に依り労働組合がその正常なる地位を認められざることが總ての禍根である。之れが除去去られるならば、現在の罷業は著しく減少し、その罷業手段も亦經濟争議の軌道を行くであらうことは、我等が過去の經驗に徴し確信するところである。失業者の續出、労働條件の低下等は悉く不況の犠牲を労働者のみに轉嫁せんとする資本家の態度に基くものであつて、公正なる労働條件を維持し、不當なる失業を防止する爲めに、益々労働組合の必要を痛感せしむるのみである。政府はよろしく理想的労働組合法の制定を行ひ、健全なる労働組合の發展を促し、團體協約の普及を圖り以て労働關係合理化の一助たらしむべきであり、特に中小工業に於て一層その必要を認めるものである。然らずして労働者の團結が今日の如く資本家の蹂躪に委せらるゝならば、百の労働争議取締法も徒らに争議の激化を煽るの結果となるであらう。現に刑法、治安維持法、暴力行爲等處罰法警察犯處罰令等に依り苛酷に失する取締を受けつゝも、労働組合は尙ほ敢然として闘争しつゝあるではないか。我等は労働組合法が産業の根柢を破壊するものにあらずして産業發展の合理的基礎を築くものであることを確信するものである。

右聲明す

一六、労働組合法建議案

日本労働總同盟第十四大會

決議

中央委員會 大阪聯合會 神奈川聯合會 關東釀造労働組合提出
說明 齋藤 健 一